

農地の賃借料情報の提供について

平成 21 年の農地法改正により標準小作料が廃止されました。

それに伴い農地法第 52 条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報提供しますので、賃借料を決定する際の判断材料としてご活用ください。

なお、この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

平成 29 年度 賃借料情報

	平均(円)	件数	最高(円)	最低(円)
行橋	12,023	44	17,820	10,000
今元	8,591	57	17,820	5,940
仲津	9,667	84	12,000	5,940
泉	10,078	57	15,840	3,750
今川	11,475	52	12,500	5,940
稗田	11,189	97	17,820	5,940
延永	8,014	57	17,820	4,752
椿市	12,052	13	17,820	5,940

※ 金額は 1 反(10a)あたりの換算額

※ 賃借料が玄米の場合 60kg=11,880 円に換算